

# いばらき賃上げ支援金

茨城県では、**35円以上**(1時間当たり)の  
賃上げを行った中小企業等を対象に  
**労働者1人あたり5万円**[非正規の場合3万円]を支給します。

## 支給額

正規雇用労働者1人あたり**5万円**  
非正規雇用労働者1人あたり**3万円**  
(1事業所あたり最大50万円)

## 支給対象者

県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等  
※公益法人、協同組合、個人事業主等(労働者を1人以上雇用しているもの  
に限る)も含む。

## 支給要件

- ①賃上げの対象時期  
2025年4月1日から2026年1月30日まで
- ②賃上げ対象労働者  
県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者  
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること
- ③賃上げ額  
(ア)対象時期において、1時間当たりの賃金が「**最低賃金 + 5円**」※  
**以内の労働者の賃金を35円以上引き上げること**  
※茨城県最低賃金1,005円(2024年10月1日発効) + 5円 = 1,010円  
(2025年最低賃金発効後は引き上げ基準額も変更となります。)  
(イ)申請時点において、**事業所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が1,040円以上であること**  
(ウ)引上げ後の賃金水準を1年間継続すること

## 申請期間

**2025年6月2日(月)～2026年1月30日(金)**  
※申請額が予算上限に達した場合、申請期間中に受付を終了する場合がございます。

申請・問合せ  
窓口

**いばらき賃上げ支援事業事務局**  
茨城県水戸市城南2-1-20 井門水戸ビル5階  
コールセンター:050-3385-8075  
(受付時間:平日 午前9時～午後5時)

申請特設ページ



# 支援金申請について

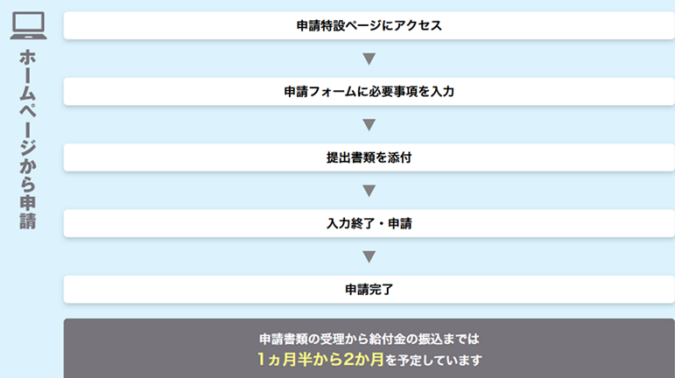
## 必要書類

- ① 対象労働者に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し  
※ 基本給・所定労働日数・所定労働時間が明記されているもの。  
※ 所定労働日数や所定労働時間の記載がない場合は会社カレンダー（休日カレンダー）等をご用意ください。
- ② （法人の場合）履歴事項全部証明書  
（個人の場合）直近の確定申告書の写し
- ③ 対象労働者に係る賃金台帳の写し  
（賃金改定月及び賃金改定月の前月分）
- ④ 通帳コピー（表紙及び見開き）
- ⑤ 口座振替依頼書または口座振替依頼書兼委任状
- ⑥ 労働者賃金一覧  
※申請特設ページ「申請様式」からダウンロードしてください。
- ⑦ その他、知事が必要と認める書類  
※他の支援金や補助金の受給を証する書類 等

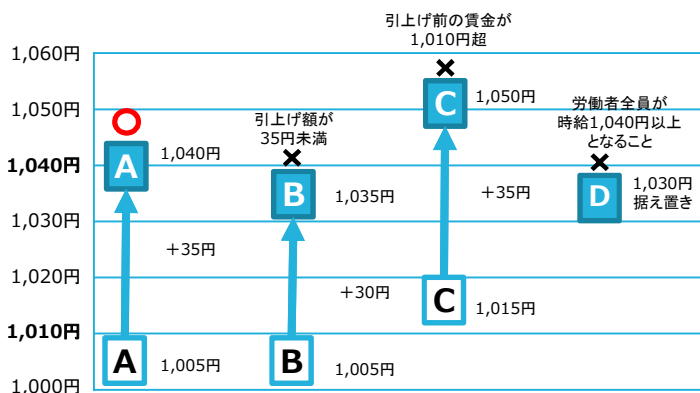
## 支給対象事業者

- (1) 申請者が法人の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。
- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。
- ただし、次の（ア）から（キ）に該当する者は除く。
- （ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者（同窓会、同好会等）  
（イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者  
（ウ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者（後援会等）  
（エ）茨城県及び県内市町村の行政連携団体  
（オ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等  
（カ）みなし大企業  
（キ）公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者
- イ 県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること。
- ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。
- ウ 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用していること。
- エ 茨城県税に未納がないこと。
- オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- キ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ク 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
- (2) 申請者が個人事業主の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。
- ア 茨城県内税務署へ開業届を提出していること。
- イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、(1)のウからケ全てに該当すること。

## 申請方法



## 支給対象イメージ(参考)



申請特設ページは  
こちら



<https://chinageshienkinshikyuu.ibaraki.jp>

## お問い合わせ

※提出方法が不明な場合はこちらまでお問い合わせください

## いばらき賃上げ支援事業事務局

茨城県水戸市城南 2-1-20 井門水戸ビル 5 階

電話 050-3385-8075（受付時間：平日午前9時～午後5時）

メール [info@chinageshienkinshikyuu.ibaraki.jp](mailto:info@chinageshienkinshikyuu.ibaraki.jp)